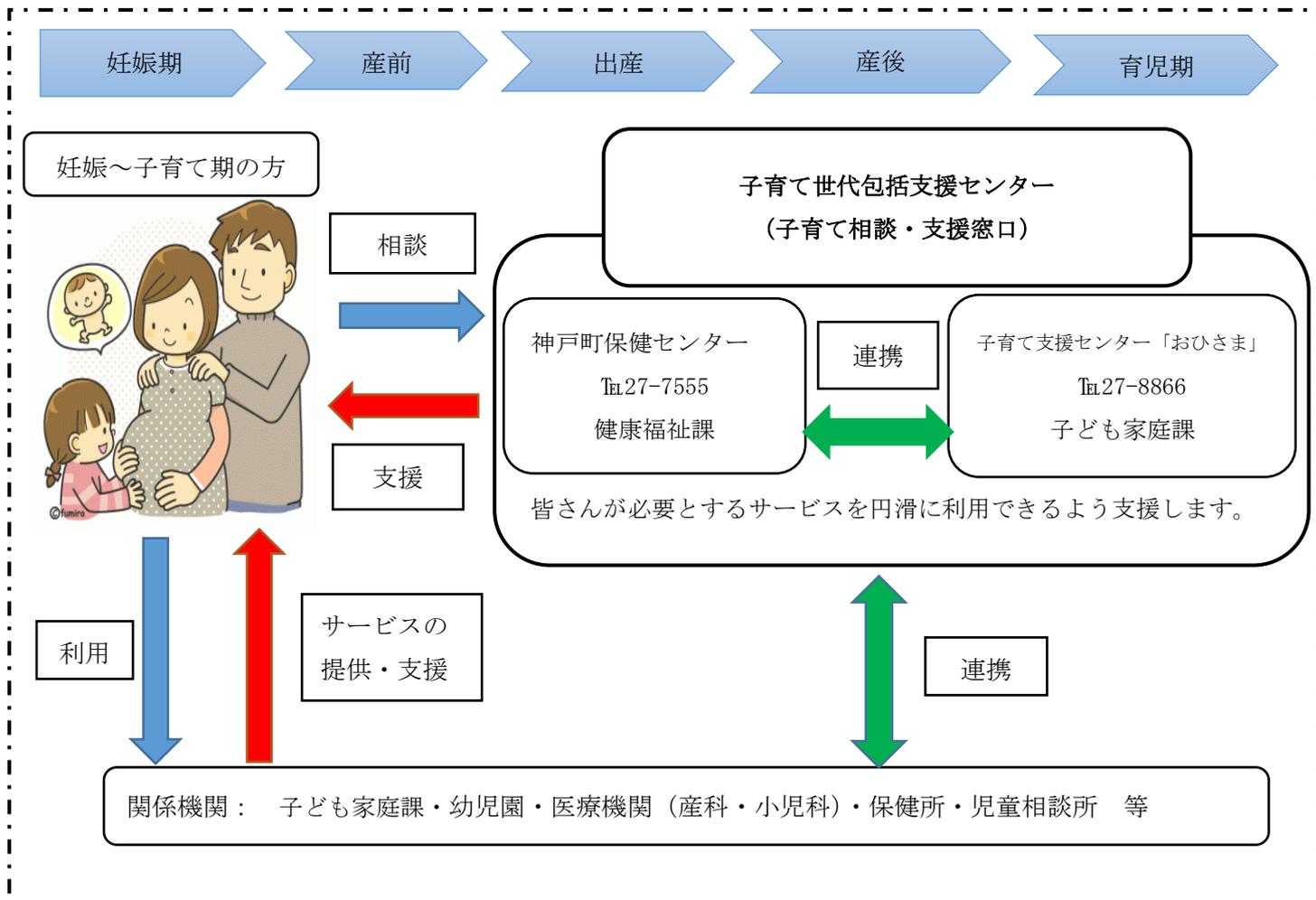


安心して子育てできる町、神戸町
子育てを妊娠期から応援します！！

神戸町では、妊娠期から子育て期まで、子育てをするお母さんお父さんたちを支える取り組みを行うため、保健センター・子育て支援センター内に「子育て世代包括支援センター」を設置しました。関係機関との連携のもと、これまでの子育て支援をさらに充実させ、特に妊娠期・出産前後の支援体制を充実させていきます。



神戸町では平成 30 年 4 月より出産後のお母さんと赤ちゃんが新しい生活をスムーズにスタートできるようお母

さんのための「産婦健康診査」や「産後ケア」に係る費用の一部を助成する事業をはじめます。

妊娠、出産、育児とお母さんの体と心は短期間に大きな変化がおこります。とくに、気分の落ち込みや不眠などがみられる「産後うつ病」は、出産後2か月ごろまでに発症することが多いです。「気分がおちこんでつらい」「眠れない」などの症状がありましたらひとりで悩まずに相談してください。また、お子さんの「1か月児健診」ではお子さんが順調に育っているかを検査し、お母さんの産後の体調回復も確認します。お母さんが産後のトラブルや悩みを抱えている場合は、医師に相談できる良い機会になります。「1か月児健診」は任意の健診ではありますが、これから元気に育児していくためにも、お母さんの体調をしっかりと確認してもらうことは大切です。ぜひ、受診しましょう。

産婦健康診査助成金

神戸町では、出産後間もない時期のお母さんのからだところの健康状態を確認するため、産後1か月の産婦健康診査費を助成いたします。産後は心身ともに体調を崩しやすい時期です。ぜひ受診しましょう

対象者	平成30年4月1日以降に出産した産婦で、健診受診日に神戸町に住所を有する方。
助成金額	産後1か月時の産婦健康診査に要した費用のうち、1回につき上限5,000円を助成。
持ち物	・領収書（明細が明記されているもの） ・母子健康手帳 ・振込先である銀行等の口座が分かるもの（通帳等） ・印鑑（シャチハタ不可）

産後ケア事業

お母さんや赤ちゃんの生活リズムづくりと心身の安定を図るため、母子で施設をショートステイ（宿泊）やデイサービス（日帰り）で利用し、体のケア、心のケア、授乳指導、育児相談・指導等が受けられる産後ケア事業を行っています。施設には、助産師等の専門スタッフがおりますので、安心してすごしていただけます。

<対 象>

神戸町に住所を有する産後4か月未満の産婦で、つぎの項目に当てはまる方。

- ・体調不良や育児不安などがある方
- ・ご家族などから育児の協力を得ることが困難な方

※医療行為が必要な方は利用できません。

※産後ケア事業利用中に体調不良となった場合は、医療機関への受診をすすめるとともに医療保険での対応となります。

<内 容>

産後ケア事業内容	主なケア内容	自己負担額
宿泊型	1日3食（初日は昼食・夕食）	1泊2日：4,000円

	母体ケア・育児相談など	その後1日ごとに2,000円追加
通所型 日中のおおむね8時間程度	1日1食(昼食) 母体ケア・育児相談など	1日:1,000円
訪問型 日中のおおむね2~3時間	母体ケア・育児相談など	1日:600円

- 利用日数は、宿泊サービスは最長7日間です。通所サービス・訪問サービスは出産後4か月までのお母さんとそのお子様であれば制限はありません。
- 託児を目的とした事業ではありません。また、お子さんの兄弟へのサービスは含まれていません。
- 準備していただく日用品については施設にご確認ください。また、その他実費負担が生じることがあります。
- 利用施設内での飲酒・喫煙は禁止です。
- インフルエンザなど感染症にかかっている場合は利用できません。
- 生活保護世帯の方は、無料となります。ただし、被保護証明書が必要です。

<申し込み方法>

神戸町保健センターにご相談ください。利用日は、利用施設と協議の上、決定します。面接・サービス提供機関との調整の上での利用となりますので、お早めにご相談ください。

※ただし、希望施設の都合により、利用できない場合があります。

神戸町ではすべての赤ちゃんとお母さんに家庭訪問を行っています。生後1か月頃には母子保健推進員による見守り訪問、生後2か月頃には保健師による赤ちゃん訪問を実施しています。

母子保健推進員による生後1か月児訪問

対象者	生後2か月までの乳児のいるすべての家庭
内容	母子保健推進員がご家庭を訪問し、乳児及び母親の健康状態の把握並びに育児不安への相談や助言を行います。また健診や相談で使用する、問診票のつづりなどをお渡しし、子育て支援に必要な情報や子育てに関する様々な情報提供等を行います。

<注意事項>

※里帰り中の場合は、保健師による生後2か月頃の訪問時に問診票のつづりなどをお渡しします。

※母子保健推進員は推進員証を携帯しています。訪問時に物品などの販売は一切行っていません。